

令和 8 年 7 月 第 7 回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 招集年月日 令和 8 年 7 月 1 0 日 午前 1 0 時 0 0 分
2. 開会の時刻 令和 8 年 7 月 1 0 日 午前 1 0 時 0 0 分
3. 閉会の時刻 令和 8 年 7 月 1 0 日 午前 1 0 時 3 7 分
4. 会議の区別 令和 8 年 7 月 総会
5. 会議の場所 本庁舎 会議室
6. 出席、欠席、遅参または早退した委員の番号氏名

議席番号	氏 名	出欠の別
1 番	山縣 将伸	出席
2 番	岡田 耕平	出席
3 番	妹尾 宗夫	出席
4 番	池田 実	出席
5 番	太田 明	出席
6 番	池田 和道	出席
7 番	沼本 通明	出席
8 番	樋口 昌子	出席
9 番	入澤 靖昭	出席
1 0 番	柴田 博行	出席
1 1 番	松本 正幸	出席
1 2 番	中山 克己	出席
1 3 番	武村 一夫	出席
1 4 番	吉岡 靖	出席
1 5 番	後藤 勤	出席
1 6 番	福島 康夫	出席
1 7 番	池本 彰	出席
1 8 番	石原 誉男	出席
1 9 番	矢谷 光生	出席

7. 本会の書記 真庭市農業委員会事務局長 藤田 浩史

同 事務局次長 池田 政師

同	事務局専門官	今石 健司
同	事務局主事	岡村 侑磨

議 事 日 程

令和8年7月10日提出

令和8年7月総会

日程	議案番号	案 件	結 果
1		議事録署名委員の指名について	1 番 山縣将伸 2 番 岡田耕平
2	議案第24号	農地法第3条の規定による許可申請書の審議について	原案可決
3	議案第25号	農地法第4条の規定による許可申請書の審議について	原案可決
4	議案第26号	農地法第5条の規定による許可申請書の審議について	原案可決
5	議案第27号	農地法中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告について	原案可決
6	報告第11号	農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について	承認
7	報告第12号	農地転用の制限の例外に係る届出について	承認

(午前10時00分 開会)

事務局長 皆さんおはようございます。ただいまから、令和8年7月総会を開会いたします。

まず、矢谷会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。

7月になりまして、梅雨のほうも、中国地方は明けたということでございます。

これから本格的な、暑い時期になるというふうに思います。気をつけて作業等をしていただきたいというふうに思います。

国のほうでも、国会が終盤を迎えております。

先日、改正食糧法が成立したというニュースが流れております。

これは、需要に応じた米の生産をするということで、この政権、ずっと続けてきております。

いろんな問題もあろうかというふうに思います。

買取り業者等も、今度は施設を造って、そこに貯蔵するような政策を主に取られるというところでございます。

生産者のほうにも生産調整はないんですけど、需要に応じたということで、各生産者、考えて作付等をしていただきたいということだろうというふうに思います。

まだまだ運用政策のほう、いろいろと不備な点もあろうかというふうに思います。

今後、施行されるまでに、いろいろと改善もされるんだろうというふうに思います。

何とか、米がしっかりと、農業生産者にとって、しっかりとしたものになるように、国のほうも努力していただきたいというふうに考えております。

それでは、今月の総会のほうを開会いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 本日の欠席委員、遅参委員はありません。

よって、ただいまの出席委員は19名中19名で、定足数に達してお

りますので、7月総会が成立しておりますことをご報告いたします。
それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条によりまして、議長は会長が務めることになるということでございます。

それではこれより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、1番委員、2番委員を指名いたします。

日程2、議案第24号、農地法第3条の規定による、許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議長。

議長 事務局。

事務局 それでは、議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議につきまして、まず1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は、9件となります。

農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

それでは、番号1でございますが、市外の譲渡人が、北房の譲受人に、申請農地、畑3筆293㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、11番委員さんより、説明をお願いいたします。

1 1 番委員 議長。

議 長 1 1 番委員。

1 1 番委員 1 1 番です。

番号 1 についてご説明いたします。

7 月 6 日に、譲受人と現地確認をいたしました。

譲受人の権利移転する事由の詳細ですが、譲受人の妻と譲渡人は、めいとおじの間柄です。

譲受人は妻と、妻の両親と一緒に、妻の母親の実家の土地で農業をしており、譲渡人が相続していた土地を譲り受けるものです。

譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は 1 3 年前から妻の祖父から果樹園を引き継ぎ、ブドウ栽培をしています。また、優秀な農家で、ブドウ生産者や関係者に知られています。今回取得する土地は狭いですが、家庭菜園として利用するそうです。

その他指摘事項はございません。よろしくご審議ください。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号 2 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号 2 でございます。

市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、畑 1 筆 3 9 9 m²を、譲与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、2 8 番推進委員さんから、説明をお願いいたします。

2 8 番推進委員 議長。

議 長 2 8 番推進委員。

2 8 番推進委員 2 8 番です。番号 2 について、報告します。

去る 6 月 2 6 日、譲受人の自宅、現地にて、話を聞きました。

権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は県外に住んでおり、長年、譲受人に耕作を依頼し、譲受人は自宅の近くにあるところから、長年耕作していました。

今回、譲渡人から贈与の話があり、話がまとまったものです。

譲受人の耕作状況ですが、譲受人は、家族４人で暮らしており、水稻約６０アール、その他、家庭菜園を行っており、必要な農機具、労力は全て保有しております。

また、農地取得後も耕作を続けるということでした。

その他、指摘事項はありません。ご審議方よりお願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございました。

続きまして、番号３について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号３でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田１筆６０４㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よりお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、１３番委員さんから、説明をお願いいたします。

１３番委員 議長。

議 長 １３番委員。

１３番委員 １３番です。議案番号３番につきまして、去る６月２８日に、現地確認を譲受人立会いのもと、行いました。譲渡人とは、電話にて確認をしました。

権利移転する事由の詳細ですけれども、申請地は譲渡人の近隣の農業者が、長年耕作を行っていますが、高齢になり、この先耕作が困難になることから、ほかの方を探していたところ、同じ地区内の譲受人と売買の話がまとまり、このたび申請を行うものです。

譲受人の耕作状況ですけれども、譲受人は本人、妻、長男の３人で、農作業に従事しています。

所有している農地は全て耕作しており、農機具もトラクター、田植機、コンバイン等を所有しており、申請地取得後も問題なく、農作業に従事すると認められます。

その他、指摘事項はございません。審議方、よりしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号４について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号４でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田１筆２，０２９㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、２９番の推進委員さんから、説明をお願いいたします。

２９番推進委員 議長。

議長 ２９番推進委員。

２９番推進委員 ２９番です。番号４について報告します。

６月２９日に、双方から話を聞きました。権利移転をする事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人の父親は知人であり、譲渡人が農業を廃止することとなり、譲受人が当該農地の隣の農地を管理していることから、今後一緒に管理耕作をするため、所有権移転することとなりました。

譲受人は、現在所有している農地、借入地も水稻を中心に耕作をしており、トラクター、草刈り機、管理機等を所有しており、農地取得後の耕作についても何ら問題はないものと思われます。

その他、指摘事項はありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。

続きまして、番号５について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号５でございますが、市外の譲渡人が、同じく市外の譲受人に、申請農地、畑２筆５１３㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、３０番推進委員さんから、説明をお願いいたします。

３０番推進委員 議長。

議長 ３０番推進委員。

３０番推進委員 ＮＯ．５番について、説明をいたします。

権利移転に関する理由の詳細でございますが、譲渡人は既に市外に移転をしており、前に住んでいました家と地続きの畑２筆の販売を不動産屋に頼んでいたところ、このたび、譲受人との売買の話がまとま

り、申請したものです。

譲受人の状況ですけれども、譲受人は定年を迎えるにあたり、移住先を探していたところ、家に畑がついた本物件が気に入り、購入することになり、申請をしたものです。

ちなみに現在、譲受人は大阪で住まいをしておられます。

その他、指摘事項はございませんので、審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

事務局長 続きまして、番号6について、事務局より説明をお願いいたします

番号6でございます。

落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田4筆1, 563㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから、説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長。

議 長 30番推進委員。

30番推進委員 では6番について、調査結果を発表いたします。

権利移転の理由の詳細でございますが、譲渡人の地区は、本年度より、圃場整備をするのを機に農業廃止を決め、譲渡人に田を譲りたいとの相談があり、申請の田4筆を買い受けたものです。

譲受人ですけれども、現在5, 625㎡を耕作しており、申請地1, 563㎡が増えても問題なく耕作できる、管理ができるものと思われます。

その他、指摘事項はございません。審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして番号7、番号8については、関連する内容ですので、事務局より、一括して説明をお願いいたします。

事務局 それでは、2ページ目をお開きください。

それでは、番号 7 及び番号 8 でございますが、同一の落合の譲渡人が、いずれも落合の譲受人に、番号 7、申請農地、田 1 筆 4 1 3 m²、番号 8、申請農地、田 5 筆 4, 6 7 5 m²を、それぞれ売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、30 番推進委員さんから、説明をお願いいたします。

30 番推進委員 議長。

議 長 30 番推進委員。

30 番推進委員 7 番、8 番の譲渡人は、同一人物であり、同一条件でありますので、一括して説明をいたします。

譲渡人ですけれども、高齢となり、特別老人ホームに入るんですが、現在 94 歳です。それで、農業を引き継ぐ後継者もないため、現在所有している田と家を処分したいとの話があり、十数年前に、新規就農者として移住してきた譲受人との話がまとまり、売買による権利移転の申請をしたものです。

譲受人ですけれども、夫婦で専業農家として、野菜を中心に生産販売をしており、問題はないと思われます。

その他の指摘事項はございません。

続きまして、NO. 8 ですけれども、譲渡人の状況は同一でございます。

譲受人の状況ですけれども、現在、譲受人は田を 1 万 6, 6 6 9 平米、畑 1 9 6 平米を耕作しており、今回譲り受ける 4, 6 7 5 平米が増えても問題はないと思われます。

その他、指摘事項ございません。審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号 9 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号 9 でございますが、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田 3 筆 2, 6 5 4 m²を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから、説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

議 長 5番委員。

5番委員 5番です。審議番号9番につきまして、6月28日に譲受人、立会いのもと、現地確認を行いました。

また譲渡人は真庭市外に住んでおられ、当日電話にて、両者合意であることの確認をいたしました。

権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は遠距離のため、土地の管理を長年にわたり、地元の人に貸与して、水稻耕作をしておりました。

その耕作者も高齢になり、今後土地の整理を考えて、不動産業者に委託していましたが、譲受人は、その業者、土地バンクから話がまとまり、現在隣の集落に住んでおりますが、家の前で少しの農業をしています。

今回取得した農地は、一般野菜とドライフラワー用の花木を作付をして、ドライフラワーを作り、また、切り花の生産もして、合わせて販売する計画です。

農機具は、管理機と草刈り機を所有しています。

譲受人は若い方で、今は1人で暮らしていますが、近く両親と同居し、一緒に農作業することです。

申請農地の取得後、農作業に従事するものと認められます。

特に指摘事項はありませんが、隣接の、隣接地の周りは、全部水稻を作付をしており、近隣に迷惑をかけないように、農地の管理をするようにと申し添えいたしました。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして、事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は、挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第 2 4 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり、決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長

異議なしと認めます。

よって議案第 2 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程 3、議案第 2 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号 1 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議長。

議 長

事務局。

事務局

議案第 2 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は 2 件でございます。

3 ページをご覧ください。

番号 1 でございます。

申請人久世は、現在住んでいる借家が手狭になったため、申請農地、田 1 筆 5 1 9 m²を、住宅用地とするため転用するものです。

農地区分は、1 種農地、3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、2 種農地と判断されます。

なお、農用地区域からの除外手続は完了しております。

転用に伴う費用は、土地造成 6 0 0 万円、建物施設 3, 0 0 0 万円となっております。

資金の内訳ですが、借入金 3, 6 0 0 万円で、融資証明により資金の確認ができております。

添付書類として、被害防除計画書のほか、土地利用計画図等建築に関

する書類一式が添付されております。

申請地周辺に影響を受ける農地はないと判断しております。ご審議方
よろしく願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、33番推進委員さんから
説明をお願いいたします。

33番推進委員 議長。

議 長 33番推進委員。

33番推進委員 33番、推進委員です。

番号1につきまして、去る7月4日に、申請人と申請人の父母と、立
会いのもと、現地確認及び調査を行いました。

転用をしようとする事由の詳細ですが、当該申請地は、昨年6月に、
第3条案件により、父親から所有権移転を受けた田2筆のうちの1筆
の、宅地用地としての転用申請であります。

現在申請人は、申請地より約1kmほど離れた市内の借家に、妻と長女
と世帯を構え、本人名義の農地、田2筆930㎡の経営と、父親名義
の田の約2,000㎡の耕作補助に当たっておりますが、父母共に高
齢となっており、今後、これらの農地を申請人が主体となって、農業
経営に携わるため、宅地を農地の近く、近隣に構えたく、転用申請す
るものです。

申請地の位置等でございますが、申請地は目木地内の国道181号線
より、北に約200mほど入った集落内にありまして、東側は水路を
挟んで田、畑。北側は道路、水路を挟んで倉庫と畑。西側は住宅。南
側は住宅と本人所有の田となっており、住宅用地とすることに、特に
問題ないと思われれます。周辺農地への影響は特にございません。

その他指摘事項はございません。

以上、調査報告いたします。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号2でございます。

申請人 湯原は、既存の墓地が山中にあり、参拝に不便なため、申請

農地、田 1 筆 2 0 m²を墓地移設地とするため転用申請するものです。
農地区分は、1 種農地、3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、2 種農地と判断されます。
なお、農用地区域からの除外手続は完了しております。
転用に伴う費用は、土地造成 3 0 万円、墓地 7 0 万円となっております。
資金の内訳ですが、自己資金 1 0 0 万円で、残高証明により資金の確認ができております。
添付書類として、被害防除計画書のほか、土地利用計画図等造成に関する書類一式が添付されております。
申請地周辺に影響を受ける農地はないと判断しております。ご審議方
よろしく願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、4 番委員さんから、説明
をお願いいたします。

4 番委員 議長。

議 長 4 番委員。

4 番委員 4 番です。

本件につきましては、去る 7 月 2 日に、申請人立会いのもと、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

転用しようとする事由の詳細ですが、現在の墓地は、自宅から離れた山間にあり、山道を通って管理してきましたが、山の所有者が不在で、長年にわたり、草刈り等を管理していくことが困難となり、5 年前に新築した自宅の近くに墓地を移転するため、転用するものです。
申請地の位置等ですが、県道湯原奥津線から約 7 0 m、自宅から 5 0 mのところに位置します。

周囲の状況ですが、東西南北、自分の田を含めて、全て田んぼです。
周辺農地への影響は、土地用地なので、周辺農地の影響はございません。

また周辺農地の所有者には、承諾を得ているとのことでした。

その他、指摘事項もございません。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして、事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は、挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第 2 5 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長

異議なしと認めます。

よって議案第 2 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして日程 4、議案第 2 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号 1、番号 2 については、関連する内容ですので、事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局

議長。

議 長

事務局。

事務局

議案第 2 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議について、本日ご審議いただく案件は 3 件でございます。

5 ページをご覧ください。

番号 1・2 は関連した申請ですので、一括して説明いたします。

申請人、譲受人、市外法人は、申請地近隣にある営業所と連携した流通業務施設を建設するため、番号 1、申請農地、田 1 筆 6 2 3 m²、番号 2、申請農地、田 1 筆 6 0 2 m²を、どちらも譲渡人 落合から譲り

受け、倉庫及びトラック駐車場として利用するため、転用申請するものです。

農地区分ですが、１種農地、３種農地、いずれの要件にも該当しないため、２種農地と判断されます。

転用に伴う費用ですが、土地購入１，２３０万円、土地造成１，５００万円、建物施設２億５，０００万円となっております。

資金の内訳として、自己資金２億７，７３０万円で、残高証明により資金の確認ができております。

添付書類として、被害防除計画書のほか、土地利用計画図等建築に関する書類一式が添付されております。

申請地周辺に影響を受ける農地はないと判断しております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、２５番推進委員さんから、説明をお願いいたします。

２５番推進委員 議長。

議長 ２５番推進委員。

２５番推進委員 それでは、今回の申請内容について、確認した内容を報告いたします。

本件は６月２６日、２７日に譲渡人２名、それから６月３０日に譲受人の代理人と申請内容及び現地確認を行い、双方いずれについても間違いがないことを確認しております。

譲渡人からは、令和７年７月に運送業を営む譲受人から、倉庫及びトラックの駐車場に使用する土地として利用したいということで、当該農地所有者に対して、売買を伴う権利移転の話がございました。

本年の１月にこの話がまとまり、今回の申請に至っているという内容です。

それから譲受人の代理人の方から、周辺農地、また土地所有者等の関係者には、既に了解を得ていると説明を受けております。

申請地の位置等につきましては、申請地は中地区にあるナンバホームセンターの南、駐車場の南側に位置しまして、国道３１３号線を挟ん

だ東側の位置にあります。資料のとおりでございます。

それから周囲の状況につきましてですが、東側には同地、それから西側には自動車の修理販売店がございます。南側につきましては、譲受人の所有する土地がございます。それから北側につきましては、譲渡人の農地、こうしたものがございます。

農地に対して、特に問題となることはないというふうに思われます。

その他、指摘事項についても特にございません。

以上、報告をさせていただきますので、審議のほう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして番号3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案の6ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人 使用借人地方自治体は、当該地区にて治山事業を実施するに当たり、申請農地、田1筆1, 883㎡のうち、125㎡を使用貸人落合から借り受け、施工箇所までの進入を目的とした工事用仮設道を設置するため一時転用申請するものです。

農地区分ですが、1種農地と判断されます。

一時転用期間は、令和8年7月31日から令和9年3月31日までです。

転用に伴う費用ですが、事業費として65万円を令和8年度予算に計上しております。

添付書類として、被害防除計画書のほか、土地利用計画図等工事に関する書類一式が添付されております。

申請農地周辺に影響を受ける農地はないと判断しております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、13番委員さんから、説明をお願いいたします。

13番委員 議長。

議 長 13番委員。

13番推進委員 13番です。

事案番号3番につきまして、去る6月28日に、使用貸人と現地確認、それから翌29日に、使用借人の県民局の担当者の方と電話で確認をさせていただきました。

転用しようとする事由の詳細ですけれども、このたび、県の治山事業で、下一色地区に治山ダムを建設することになり、工事用車両の進入路が必要なことから、工事用仮設道路として、一時転用の申請を行うものです。

申請地の位置ですけれども、下一色地区、中国道のボックスを集落側に出て、50mほどのところでございます。

周辺の状況ですけれども、東側が山林。西側が私道。南側が使用貸人の所有の農業用倉庫。北が田となっております。

周辺農地への影響ですけれども、北側に田がありますが、使用貸人所有の田んぼで、提供期間中は作付はしないということなので、問題ないと思われま

す。その他、指摘事項はございません。審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして、事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

質問のある方は、それでは、挙手でお願いいたします。

質疑は、質問ありませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 よろしいですか。ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって議案第26号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして日程5、議案第27号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

事務局。

それでは、議案第27号、農用地利用集積等促進計画の公告につきまして、7ページをご覧ください。

本件は一括方式となっており、農地中間管理機構である、岡山県農林漁業担い手育成財団が農地の貸手から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手に対して転貸による貸借権設定を同時に行うもので、田18筆が貸借権設定されるものでございます。

また、9ページの所有権移転につきましては、田6筆1万1,555㎡、畑3筆3,892㎡が、八束と市外の譲渡人から岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて、八束の譲受人へ売買により移転するものでございます。

案といたしまして、令和8年8月10日付で公告の予定でございます。

内容につきましては、全件とも問題ないものと考えます。

お目通しの上、ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は、挙手をお願いいたします。

質疑は、ございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議長

よろしいですか。

それでは、これをもって、質疑を打ち切ります。

これより議案第 27 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第 27 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告については、原案のとおり、可決されました。

続きまして日程 6、報告第 11 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の貸借の合意解約について、日程 7、報告第 12 号、農地転用の制限の例外に係る届出について、これを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議長。

議 長 事務局。

事務局 報告第 11 号についてご説明いたします。

11 ページをお開きください。

報告第 11 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の 16 件がございました。

添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

次に、報告第 12 号についてご説明いたします。

15 ページをお開きください。

報告第 12 号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の 2 件がございました。

添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

以上で、報告案件の説明を終了いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、しばらくお目通しをお願いいたします。

それでは、報告第 11 号、報告第 12 号について、質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

＜「質疑なし」の声＞

議 長 ないようです。

質問、意見等ないので、これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、本総会に付議された案件は、全て終了いたしました。

閉会にあたりまして、職務代理者から、ご挨拶をお願いいたします。

18番委員 梅雨明けもありまして、暑い日が続くと思いますけれども、体には十分気をつけて頑張っていたきたいと思います。

本日はご苦労さまでした。

議 長 はい、ありがとうございました。

次回8月総会は、8月10日月曜日の午前10時からの予定ですので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、7月総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午前10時37分 閉会)